

	<p>て調整される。</p> <p>上記にかかわらず、いずれかの修正日において基準行使価額が下記3.(1)②記載の上限撤回価額を超える場合、当該修正日以降、上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)となる。</p> <p>当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずものとする。)</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	EVO FUND に対する第三者割当ての方法による。
(8) その他	当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記3.(1)①に記載する行使コミット条項、EVO FUND が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による当社の承認を要すること等を規定する本契約を締結します。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(当初行使価額にて算定)を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※コミット・イシューとは

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(650,000株)を予め定め、行使期間中の価格算定日の売買高加重平均価格(VWAP)に基づき、本新株予約権の発行日以降、原則として81価格算定日以内に、割当予定先が必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。またそれに加えて、本新株予約権の発行日以降、原則として41価格算定日以内に、300,000株相当分以上の本新株予約権の行使をすることを(前半コミット)約しております。前者の「全部コミット」と後者の「前半コミット」の組み合わせが、当コミット・イシューの特徴です。

	第8回新株予約権
発行数	650,000個
発行価額の総額	2,600,000円
行使価額の総額	854,100,000円
期間	原則4ヶ月 (コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く)
修正回数(原則)	通算で16回(予定) (5価格算定日毎に修正、計16回)
上限行使価額	2,166円 (価格決定日(平成29年3月9日)終値の150%、端数切捨て)
上限撤回価額	2,888円 (価格決定日終値の200%)
行使価額	VWAPの91%

全 部 コ ミ ッ ト	81 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数全ての行使を原則コミット
前 半 コ ミ ッ ト	41 価格算定日以内における本新株予約権の 発行数の 46%以上の行使を原則コミット
下 限 行 使 価 額	722 円 (価格決定日終値の 50%、端数切上げ)

(注)本新株予約権の行使に際しての払込金額の総額は、対象となる新株予約権全てが当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は「社会の繁栄と発展に貢献する」という経営理念のもと、現在進行中の中期経営計画に取組中であり、海外も含め事業拡大を目指して鋭意取り組んでおります。当社の主要事業は、半導体パッケージ基板及びフレキシブル基板の外観検査装置の開発・製造・販売です。セグメントとしては、半導体分野及び精密プリント基板分野となります。

半導体、特にCPUやGPUは車の自動運転化や人工知能の進化に伴い、今後さらに精密化が進んでいきます。このため、現在の主力分野であるハイスペックの検査装置は、今後も安定的に需要が拡大していくものと予測しております。

当社では、これと並んで今後急速に拡大が見込まれるフレキシブル基板（FPC）（注）のロール to ロール式検査装置を開発し、提供をはじめました。

半導体分野では、スマートフォンのさらなる進化、ウェアラブル機器の拡大などにより、外観検査を必要とするFPCの使用割合が急速に拡大しております。FPCはその生産規模が大きいため、その生産工程において、ロール状の製品を連続的に検査できる高速検査装置のニーズが拡大しております。

FPCは、数百メートルの長さのものがロール状に巻き取られた状態で仕上がってくるため、これを効率的に検査するにはロール to ロール式連続検査の技術が必要になります。最新のFPCに形成されている精密なパターンを連続的に検査するためには、極めて高い技術が必要となり対応できるメーカーは限られております。当社は、液晶用TABテープ検査装置で培った技術をベースに、いち早くFPCメーカーのニーズに対応しており、多くの大手FPCメーカーから引き合いを頂いております。

このような状況の中、当社は今年に入り当該検査装置の初号機の受注を獲得しましたが、今後リピートオーダーが見込まれることに加え新たなユーザーからの受注の可能性も高まっていることから、受注の急拡大が予想されます。

当社の生産方式は受注生産を基本方針としておりますが、従来製品のリピート機の場合お客様からの入金を受注後3～4ヶ月であるのに対し、FPC用のロール to ロール検査装置の場合は装置規模が大きく、受注から入金までは6ヶ月以上かかるものと思われれます。一方、主要部材の仕入れの支払は、受注後2～3ヶ月に行われ、お客様の入金に対して時間的に先行しますが、特にFPC用のロール to ロール検査装置の場合には、装置規模が大きい分多額の主要部材の仕入れ支払が先行することとなります。従って、今後FPC用のロール to ロール検査装置の受注が急拡大した場合には、当社の従来の運転資金に加えて、当該受注に係る主要部材の仕入れ支払のための多額の運転資金（以下「仕込調達資金」といいます。）が追加で必要となることから、今回の資金調達により増加運転資金の対応を図ることが、財務基盤の健全性を確保しながら今後の成長を実現していくために必要不可欠であると考えております。

以上の通り、現在の主要製品である精密基板向け検査装置に加え、新たな成長エンジンとして、FPCのロール to ロール検査装置とインライン検査装置を3本柱として、今後の成長を実現するための資金としてこの度の資金調達を実施するものであります。

(注) FPC (Flexible Printed Circuits) :

『フレキシブルプリント回路基板』や『フレキシブルプリント配線板』と呼ばれ、絶縁性を持った薄く柔らかいベースフィルムと銅箔等の導電性金属を貼り合わせた基材に電気回路を形成した基板を指します。

また、平成 27 年 3 月に、当社は First EIE SA（所在地：スイス、ジュネーブ）（以下、「FEIE 社」といいます。）の株式の過半数を取得し、同社を連結子会社化しております。FEIE 社は、社員 16 名のコンパクトな会社ですが、ガラスやフィルムなどにプリント基板のパターンの原版をつくる装置の開発・製造・販売を一貫して行っており、業界では一定のブランドとなっております。近年はダイレクトイメージング装置（原版を使わずに基板に直接パターンを描画する装置）を開発しており、今後これが大きく伸びる可能性があることに加えて、同社には、成長が予想される有機 EL テレビ用に大型サイズのダイレクトイメージング装置を作ってほしいとの要望が顧客から寄せられており、これについて当社の液晶検査装置で蓄積した技術を提供することで、特に当社の海外事業の拡大の面でシナジーを見込むことができることから同社の買収を決定しました。当該株式取得に際して締結した株式購入契約においては、相手方が直ちに保有株式の全てを譲渡することを希望しなかったことや当社としても直ちに相手方が保有する株式の全てを取得するのに十分な資金を確保できなかったことを考慮し、平成 27 年 3 月 30 日に当社が FEIE 社株式 51%を購入すること（第一段階の取引）及び平成 30 年 3 月 30 日に当社が FEIE 社株式 38%を購入すること（第二段階の取引）が合意されております。これらのうち第一段階の取引に関しては、取得資金として、(株)日本政策投資銀行、(株)東京都民銀行及び(株)リサ・パートナーズが出資しているとうきょう活性化基金投資事業有限責任組合からの 450 百万円の融資を受けており、平成 29 年 1 月 31 日時点における融資残高は 270 百万円（平成 29 年 3 月 21 日に予定されている約定弁済後は 245 百万円）となっております。

上記のように今後の成長に応じた受注の増加により、今回の資金調達で調達する仕込調達資金を超える運転資金が必要となる可能性も十分にあり得るため、当該超過部分について必要となる運転資金も増加し、キャッシュ・フローが圧迫されることが予想されることに加えて、大手電子部品メーカーの協力のもと当社が 2 年前から開発に取り組んでおりました精密電子部品（チップコンデンサー等）のインライン検査装置について、当該メーカーによる評価作業が終了し、量産ラインへの展開に入ったため、これに対応するための資金も必要となることから、当該融資の元本と利息について早期に返済をし、その結果生まれる余剰キャッシュ・フローを今後の当社の事業の加速化に使用することが当社の企業価値の向上と今後の成長のために有益であることから、今回の資金調達により当該融資の早期弁済を実施したいと考えております。

また、第二段階については、平成 30 年 3 月 30 日時点で株式を追加購入する場合には 342 万スイスフラン（381 百万円）（1 株当たり 1,800 スイスフラン（200,646 円））の支払いが必要となるのに対して、当社の早期取得のインセンティブのため、それ以前に追加購入をする場合にはこれよりも安い金額（1 株当たり 1,500 スイスフラン（167,205 円）及び 300 スイスフラン（33,441 円）を日割計算（平成 27 年 3 月 30 日（同日を含まない。）からオプションを行使する日（同日を含む。）までの経過日数を 1095 日で除した額。）した金額）で購入することができるオプションが当社に付与されていることから、当社が当該オプションを行使することで取得費用を削減（最大約 19,264 千円）することができます。当社としては、残りの株式 38%分の株式取得費用についても今回の資金調達から充当し、FEIE 社の買収を早期に完了させることによって取得費用を削減し、その結果生まれる余剰キャッシュ・フローを精密電子部品（チップコンデンサー等）のインライン検査装置の量産体制の構築等の今後の当社の事業の加速化に使用することが当社の企業価値の向上と今後の成長のために有益であると共に、当社の海外事業拡大に向けてさらに推進力を強めてまいる所存です。

（注）スイスフランから日本円への換算は、1 スイスフラン＝111.47 円の換算率（平成 29 年 2 月 28 日に株式会社三菱東京 UFJ 銀行が公表した対顧客電信売買相場の仲値）により計算しております。以下、本プレスリリースにおいて同様です。

※FEIE 社の概要

名 称	First EIE SA
所 在 地	Chemin de la Graviere 2-1227 Geneve, Switzerland
代表者の役職・氏名	代表取締役 菅原雅史
事 業 内 容	プリント基板用フォトプロッター、インクジェットプリンター、ダイレクトイメージング装置の開発、製造、販売、サービス
資 本 金	500 千スイスフラン（55,735 千円）（平成 28 年 12 月末時点）

設 立 年 月 日	平成5年3月23日		
大株主及び持株比率	当社 51% Michel A. Juillerat 33% Sylvain C. Skynazy 5%		
当社と当該会社との関係	資本関係	当社は、当該会社の株式の51%を保有しております。(連結子会社)	
	人的関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の代表取締役が当該会社の代表取締役を兼任しております。 ・当社の取締役1名が当該会社の取締役を兼任しております。 	
	取引関係	該当ありません。	
当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 単位：千スイスフラン			
決 算 期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
純 資 産	1,473	1,434	1,427
総 資 産	2,063	2,020	2,517
1株当たり純資産(スイスフラン)	294.72	286.93	285.57
売 上 高	3,992	4,483	5,209
営 業 利 益	11	103	58
当 期 純 利 益	8	13	6
1株当たり当期純利益(スイスフラン)	1.74	2.79	1.36
1株当たり配当金	—	—	—

一方、当社の国内の子会社であるクラーロ株式会社は、がんの病理検査のデジタル化の基本ツールであるデジタルスライドスキャナー（国際的な名称は、WSI<Whole Slide Imaging>：病理検査等に使用する高倍率・高解像度の顕微鏡画像をコンピューターに取り込み、デジタルデータ化して複数の病理専門医による検査や、遠隔地での検査を可能とするもの）を日本で最初に開発した（旧）株式会社クラーロから全事業を譲受け（その後現在の社名に変更）、高度医療分野の発展に貢献するべく、今後競争力のある製品開発と同時に販売力の強化を図り、事業の成長を実現させるべく活動しております。具体的には、国内の深刻な病理専門医の不足問題を解決するため、デジタル化による遠隔検査やダブルチェック体制の確立などが喫緊の課題となっておりますが、病理検体の画像は顕微鏡レベルの倍率で撮像するため一検体の画像が1GB前後という巨大画像であることなどにより、病理検査のデジタル化の普及は進んでおりませんでした。これに対して、病理専門医の不足により生じている諸問題を解決するべく、関係機関による病理検査のデジタル化の実現に向けた具体的な取り組みが現在進められており、当社ではかかる状況を踏まえて病理検査のデジタル化が早晩実現すると予測しております。

クラーロ株式会社は、WSIのパイオニアとして積極的にWSIの普及に取り組むことで、病理検査のデジタル化の実現及び医療の高度化に貢献したいと考えております。

また、当社では直接的に病理専門医の不足問題に貢献するため、クラーロ株式会社のWSIによる病理検体のデジタル画像を用いて、AI（人工知能）による病理検査支援システムの開発への取り組みを開始しました。

具体的な取り組みとして、平成28年12月5日に「人工知能（AI）技術を用いた病理診断支援ツール開発への取り組みについてのお知らせ」を公表しておりますが、東京大学大学院医学系研究科の佐々木毅准教授が申請しておりました、平成28年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業【臨床研究等ICT基盤構築研究事業】「研究課題名：病理デジタル画像・人工知能技術を用いた、病理画像認識による術中迅速・ダブルチェック・希少がん等病理診断支援ツールの開発」）が採択されたことに伴い、当社はメタデータ社（※）と共に本プロジェクトのメンバーとしてAIによる病理診断支援ツールの開発に組み込み、上記のような病理検査分野の課題解決の一助となるよう高精度なAIシステムの構築のための研究開発を進めております。

今後は、当社が今回調達する資金を用いてAIによる病理診断支援ツールに係るソフトウェア及びビッグデータ解析のための研究開発を1年間行った後、その後の2年間は当該研究開発によって構築されたシステムを利用してメタデータ社が中心となってビッグデータの解析処理を行い、最終的には、3年後を目標に病理検査支援システムの実用化を目指してまいります。

以上に加えて、画像認識という観点からは、病理検査と半導体の検査は技術的に共通する部分が多く、高精度なAIシステムの構築は病理診断支援ツールのみならずより高性能な半導体検査装置の開発にも資するものと当社では考えております。かかる観点からは、病理診断支援ツールの開発と並行して、当社においても半導体検査装置用のAIシステムの構築を進める予定であり、こちらについては1年以内を目処に事業化を目指していきたいと考えております。

当社は、上記のようなAI技術研究開発を事業として成立させるために必要なシステムの構築に、この度の資金調達の一部を充当するものであります。

※メタデータ社の概要

人工知能深層学習のシステムを開発しており、画像認識で猫の種類を言い当てる人工知能を開発（実装例：「なに猫 API」 参照：<http://www.metadata.co.jp/whatscatapigaiyou.html>）するなど、AIシステム開発においてはパイオニア的存在の会社です。

名 称	メタデータ株式会社
所 在 地	東京都文京区本郷3-25-4 津久井21ビル4F
代表者の役職・氏名	代表取締役 野村 直之
事 業 内 容	自然言語解析技術や人工知能技術等を活用した分析ツールの提供

なお、当社は、平成28年3月8日付で、証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告を受け、金融庁長官より平成28年3月9日付で「審判手続開始決定通知書」を受領しましたが、一部に当社の認識と異なる点がみられたことなどから、違反事実及び課徴金の額を否認ないし争う内容の答弁書を平成28年3月30日に提出しております。その後数回の審判手続を経ておりますが、現時点において、まだ金融庁からの決定通知の受領に至っておりません。このような状況ではありますが、上記のとおり、現時点において資金調達を行うことが当社の今後の成長のために必要不可欠であると判断したため、この度の資金調達を実施するものであります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社はEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集にかかる有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本契約を締結します。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その81価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することをコミットしています。81という日数は、16価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものであり、割当予定先との協議のもと決定されたものであります。

また、割当予定先は、本新株予約権の発行日翌日(当日を含む。)から、その41価格算定日目の日(当日を含む。)(以下「前半コミット期限」といいます。)までの期間(以下「前半コミット期間」といいます。)に、300,000株相当分以上の本新株予約権を行使することをコミットしています。41という日数は、当社において8価格算定期間に1取引日分の行使可能日を加えたものでありますが、(上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりFEIE社株式の追加取得の対価が日割計算で定められていることとの関係上)当社としては平成29年5月以降可及的速やかにFEIE社株式の追加取得を行いたいと考えており、そのためには平成29年

5月時点でこれに足りるだけの資金を確保しておきたいという点（詳細については、後記4（2）②をご参照下さい。）を踏まえて、可及的速やかな本新株予約権の行使を実現するべく割当予定先との協議をした上で、決定されたものであります。

かかる全部コミットと前半コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の実現性と、より早期の段階におけるキャッシュ・フローの確保を両立することができます。

当社普通株式が取引所において取引停止処分を受けず、かつ市場混乱事由が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は平成29年7月24日（本新株予約権の発行日翌日の81価格算定日目の日）であり、前半コミット期限は平成29年5月26日（本新株予約権の発行日翌日の41価格算定日目の日）となりますが、これらの期限までに取引の停止や市場混乱事由が発生した場合、これらが発生した日は価格算定日に含まれないため、上記の各期限は延長されることとなります。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合（以下「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計4回（20価格算定日）を上限とします。）。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計2回（10価格算定日）を上限とします。）。

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が2回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合には消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の割当日翌日以降、割当日翌日（当日を含む。）から起算して5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先との議論を行ったうえで、本件同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を9%として計算することとしました。但し、当該金額が、①上限行使価額（以下に定義します。）を上回る場合には上限行使価額が修正後の行使価額となり、②下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合には下限行使価額が修正後の行使価額となります。

「上限行使価額」は当初2,166円とし、「下限行使価額」は当初722円としますが、いずれかの修正日において基準行使価額が2,888円（以下「上限撤回価額」といいます。）を超える場合、当該修正日における修正を含め、以降の修正に関しては上限行使価額は適用されず、以後の行使価額は再びその時々の売買高加重平均価格（VWAP）を基準に算出される基準行使価額となります（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額が修正後の行使価額となります。）。当該上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

上限行使価額、上限撤回価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、現時点において資金調達を行うことで今後の成長分野への投資を行うことが当社の今後の成長にとって最善であると判断したことから、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット、デメリット、及び「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本資金調達方法が新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから総合的な判断により、本資金調達方法を採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

- ① 短期間における確実な資金調達
本新株予約権(対象となる普通株式650,000株)は、原則として平成29年7月24日までに全部行使(全部コミット)されます。
- ② 時期に応じた資金調達
全部コミットに加え、原則として平成29年5月26日までに、本新株予約権の46%(対象となる普通株式300,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーなキャッシュ・フロー確保を両立することが出来ます。
- ③ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は650,000株で固定されており、株価動向に係わらず、最大交付株式数が限定されております。その為、希薄化率が当初予定より増加する事はありません。
- ④ 株価上昇時の調達額増額
株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。
- ⑤ 株価上昇時の行使促進効果
今回本新株予約権の行使により発行を予定している650,000株について、2,166円という上限行使価額を定めておりますが、行使期間中に株価がこの価格を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達は出来ない
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価上昇時の資金調達額の限界
上限撤回価額2,888円を超える場合には、上限行使価額は適用されず資金調達額に上限は無くなるものの、上限撤回価額を超えない場合には、上限行使価額が2,166円に定められているため、株価上昇局面においても、資金調達額は上限行使価額による調達額が上限となります。
- ③ 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。
- ④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、

割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり（例えば、当社の平成29年2月28日時点の時価総額を前提として、仮に希薄化率15%の公募増資を実施したとしても調達額は570百万円以下となります。）、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であり、当社としては現時点における資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、今回の必要額に鑑みると、これを株式で調達した場合には当社の経営権に相当程度の影響が及ぶ可能性も否定できず、経営権に影響を及ぼさないいわゆる純投資の投資家のうち当社に対して必要額の投資を行う投資家は当社が知る限り存在しないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② C B

C Bは発行時点で必要額を確実に調達できるという点で今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSC Bは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考えた場合、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額を別の方法で捻出することが株主の皆様の利益になると考え、MSC Bも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本件と比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・

イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある（当社としては公募増資よりも多額の資金をコミットメント型ライツ・イシューで調達できるものとは想定しておりません。）点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当予定先である株主の応募率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の使途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

①	払込金額の総額	856,700千円
	本新株予約権の払込金額の総額	2,600千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	854,100千円
②	発行諸費用の概算額	8,000千円 (内訳) 登記費用 3,200千円 証券代行費用 1,800千円 価額算定及び調査費用 1,300千円 弁護士費用及び届出書作成費用等 1,700千円
③	差引手取概算額	848,700千円

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は新株予約権行使時の市場環境により変化する可能性があります。

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(2,600千円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(854,100千円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、次の通りであります。払込金額に連動するものとして、登記費用3,200千円及び証券代行費用1,800千円、払込金額に関係なく支出するものとして、価額算定及び調査費用1,300千円、弁護士費用及び届出書作成費用等1,700千円。
4. 払込金額の総額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株予約権発行による調達資金>

具体的な使途		金額(百万円)	支出予定時期
①	運転資金 新製品(フレキシブル基板のロール to ロール検査装置)の受注増加に対応するための仕込調達資金	150	平成29年8月～ 平成30年4月
②	子会社買収資金 (1) 子会社の株式取得時の借入返済	245	平成29年5月～ 平成29年6月

具体的な使途		金額(百万円)	支出予定時期
	(2) 追加株式取得資金	369	平成29年5月～ 平成29年8月
③A I 及び医療関連機器	A I 技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発資金	84	平成29年5月～ 平成30年4月

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本契約において行使期間中に全ての本新株予約権を行使することをコミット(全部コミット)していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合及びコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合には消滅するものとされているため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、(相対的に少額かつ細分化されている使途の方が下記の短期借入等の追加での資金調達での対応がし易いことに鑑み)②子会社買収資金、①運転資金並びに③A I 及び医療関連機器の順序でこれを充当すると共に、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定であり、超過した場合には一般運転資金として利用することを想定しております。上記の通り、今回のスキームでは調達資金が不足した場合に追加の資金調達を検討する必要性が生じますが、当社としては、今回の資金調達により当社の株主資本が増し、これにより借入余力も増えることから、この点は許容可能と判断しております。なお、デリバティブ取引や株式運用取引等を実施する予定はありません。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

①運転資金(新製品(フレキシブル基板のロールtoロール検査装置)の受注増加に対応するための仕込調達資金)

F P Cの生産数量の増加に対応するためのロールtoロール式検査装置を受注した場合には、当該装置の納品及び入金に先立って当社の負担で高性能カメラ等の高価な部材を購入する必要があります。現時点においては、当社は来年度について4台(合計金額約350百万円)の受注計画を立てており、これを前提とすると、部材の仕入れを行うための資金として約180百万円が必要となりますが、かかる金額のうち初号機の売上金から拠出する予定の30百万円を除いた部分について、計150百万円を平成29年8月から平成30年4月にかけて充当してまいります。

②子会社買収資金(子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金)

(1) FEIE社の子会社化の際に行った、(株)日本政策投資銀行、(株)東京都民銀行及び(株)リサ・パートナーズが出資しているとうきょう活性化基金投資事業有限責任組合からの450百万円の借入(平成29年3月21日時点の残高は245百万円)の早期返済のために、必要となる運転資金の増加に伴いキャッシュ・フロー確保の重要性が増すことが予想される平成29年8月頃に備え、平成29年5月から同年6月の間に245百万円を充当します。

(2) また、平成29年3月30日に、Sylvain C. Skynazy氏から250株及びMichel A. Juillerat氏から1,650株、合計1,900株を約381百万円(342万スイスフラン。取得単価及び付帯費用を含みます。)で購入する旨合意していますが、当該購入を早期に完了させることによって取得費用を削減させるため、FEIE社株式の追加取得資金として、平成29年5月から平成29年8月の間に最大約369百万円(3,310千スイスフラン)を充当し、余剰が生じた場合は一般運転資金として充当してまいります。

なお、当社は、当該株式取得の際にデュー・デリジェンスとして現地での企業実態の確認並びに主要な役員及び社員とのインタビューを実施したうえで、FEIE社の企業価値について、純資産+将来キャッシュ・フロー(NOPLAT)+無形資産の考え方を採用し、当期利益から計算した時価総額及び自己資本から計算した時価総額がどちらも企業価値評価額(907百万円)を上回っていたことから、株式取得に至ったものであります。

③A I 及び医療関連機器(A I 技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発資金)

AIシステムの構築に際しては高性能のハードウェアが複数必要となること、平成29年5月から平成29年10月にかけて必要に応じて順次ハードウェアを購入し、計16百万円を充当してまいります。また、AIによる病理診断支援ツールに係るソフトウェアの研究開発及びビッグデータ解析のための資金として、平成29年5月から平成30年4月にかけて34百万円を充当すると共に、半導体検査装置用のソフトウェアの研究開発及びビッグデータ解析のための資金として、平成29年5月から平成30年4月にかけて34百万円を充当してまいります。

以上の施策を目的として、当社は平成29年3月10日に本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びにAI技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発に充当することで、今後の成長分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(モンテカルロ・シミュレーションの結果、統計上想定される評価額の範囲)を参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を4円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成29年3月9日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し9%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの上限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、特に有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員が、平成29年3月10日付で、当社取締役会に対して、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株

式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 650,000 株(議決権数 6,500 個)は、平成 29 年 1 月 31 日現在の当社発行済株式総数 2,607,300 株及び議決権数 26,069 個を分母とする希薄化率は 24.93%(議決権ベースの希薄化率は 24.93%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びに A I 技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発にかかる資金に充当する予定であり、企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 122,681 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数 650,000 株を、割当予定先の全部コミット期間である 81 価格算定日で行使売却するとした場合の 1 価格算定日当たりの株数は 8,024 株(直近平均 6 ヶ月平均出来高の 6.5%)となるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
②	所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③	設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④	組 成 目 的	投資目的	
⑤	組 成 日	2006 年 (平成 18 年) 12 月	
⑥	出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約 64.9 百万米ドル	
⑦	出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
⑧	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨	国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン	
⑩	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成 28 年 12 月 31 日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先である EVO FUND の代表であるマイケル・ラーチ氏に対して平成 29 年 2 月 21 日に直接、割当予定先の反社会的勢力に対する方針についてヒアリングし、その結果、割当予定先が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、

また EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund と、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所：東京新宿区西新宿 4-32-13 代表取締役：中村勝彦)に割当予定先である EVO FUND 及びその 100%出資者である EVO Feeder Fund、EVO Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、EVO FUND 及び EVO Feeder Fund の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、本調査機関が反社勢力関係の独自データベース検索による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2)割当予定先を選定した理由

当社は、新製品の受注増加に対応するための仕込調達資金、子会社の株式取得時の借入返済及び追加株式取得資金並びに A I 技術を生かした半導体検査装置及び医療関連事業の研究開発にかかる資金のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

機動的かつ確実な資金調達という点においては、本来であれば第三者割当増資など当初に一括で資金調達ができる資金調達方法が望ましいものの、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (4)他の資金調達方法」に記載の点に鑑み、かかる資金調達方法による資金調達を実施しておりませんでした。

そのような中で、平成 28 年 12 月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン）から本新株予約権の提案と、本新株予約権の引受の意向を有し、過去に同様の新株予約権の引受け 3 件の実績を有する EVO FUND の紹介を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、EVO FUND についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及び EVO FUND を割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成 18 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、株式会社フューチャーベンチャーキャピタル（平成 28 年 9 月発行、同年 12 月行使完了）の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 有光素生）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC（774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ）の 100%子会社である EVO Feeder Fund（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）以外の出資者はおらず、EVO FUND の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLC の出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に

所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド (190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト (c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて、EVO FUND に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則) の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本契約を締結します。

① 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。

② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

③ 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成 29 年 2 月 28 日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役社長菅原雅史氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 大株主及び持株比率

割当前(平成 28 年 10 月 31 日現在)	
菅原 雅史	10.00%
株式会社滋慶	8.72%
日本証券金融株式会社	7.32%
株式会社国際教育センター	3.25%
高橋 秋男	3.15%
松井証券株式会社	3.14%

小林 晃	2.91%
株式会社ユーブランニング	2.87%
タイワン コン キン カンパニ リミテッド (常任代理人 WKKジャパン株式会社)	1.82%
鈴木 貴博	1.73%

- (注) 1. 割当前の「持株比率」は、平成 28 年 10 月 31 日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 持ち株比率は、小数点第 3 位を四捨五入しております。
4. 平成 28 年 12 月 13 日付及び平成 29 年 2 月 2 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社滋慶より変更届が提出されておりますが、実質保有状況の確認ができないため、平成 28 年 10 月 31 日時点での状況を記載しております。
5. 平成 29 年 2 月 14 日付で公衆の縦覧に供されている臨時報告書において、主要株主の異動について報告されておりますが、実質保有状況の確認ができないため、平成 28 年 10 月 31 日時点での状況を記載しております。

9. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行による当期（平成 29 年 4 月期）の業績に与える影響はありません。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績(連結)

決算期	平成26年 4 月期	平成27年 4 月期	平成28年 4 月期
売上高 (百万円)	—	1,608	1,628
営業利益 (百万円)	—	106	△19
経常利益 (百万円)	—	93	△41
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	93	△25
1 株当たり当期純利益 (円)	—	35.95	△9.70
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	—	222.55	234.56

(注) 1. 平成 27 年 4 月期より連結財務諸表を作成しているため、平成 26 年 4 月期については記載していません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成 29 年 1 月 31 日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,607,300 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額)	—	—

における潜在株式数		
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年4月期	平成27年4月期	平成28年4月期
始 値	26,500 円	777 円	833 円
高 値	104,000 円 □1,121 円	1,567 円	970 円
安 値	25,570 円 □452 円	621 円	303 円
終 値	762 円	818 円	585 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場マザーズにおけるものであります。

2. 当社は平成25年11月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割しております。(□印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。)

② 最近6か月間の状況

	平成28年				平成29年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	1,130 円	1,170 円	1,091 円	1,175 円	1,380 円	1,560 円
高 値	1,680 円	1,268 円	1,273 円	1,543 円	1,630 円	1,674 円
安 値	1,037 円	1,005 円	885 円	1,055 円	1,221 円	1,406 円
終 値	1,156 円	1,093 円	1,163 円	1,360 円	1,535 円	1,455 円

(注) 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年3月9日
始 値	1,401 円
高 値	1,444 円
安 値	1,380 円
終 値	1,444 円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株発行

第三者割当増資

払込期日	平成26年4月7日	
調達資金の額	335,311,000円(差引手取概算額)	
発行価額	1株につき590円	
募集時における発行済株式数	2,008,400株	
当該募集による発行株式数	592,900株	
募集後における発行済株式総数	2,601,300株	
割当先	F P成長支援A号投資事業有限責任組合	169,400株
	Endeavor Partners SG Pte Ltd.	169,400株
	株式会社ユープランニング	84,700株
	株式会社国際教育センター	84,700株
	TAIWAN KONG KING CO., LTD(台湾港建股份有限公司)	84,700株
発行時における当初の資金使途	①顧客ニーズに対応した新製品開発 ②受注戦略としての評価用デモ機製作資金 ③運転資金(受注増による仕込調達資金の支払)	
発行時における支出予定時期	①平成26年5月～平成27年4月 ②平成26年4月～平成26年10月 ③平成26年4月～平成26年12月	
現時点における充当状況	①、②及び③において全て充当しております。	

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成 29 年 3 月 28 日(当日を含む。)から平成 29 年 8 月 22 日(当日を含む。)までとする。但し、本新株予約権の行使期間の最終日までに第 22 項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数分だけ、20 取引日を上限に延長される。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社秋田銀行 角館支店
21. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
 本新株予約権および本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 4 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 市場混乱事由
 (1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合
 (2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)
 (3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらないものとする。)
23. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
24. 振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
25. その他
 (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。